# 箕面市市民文化芸能振興交付金制度を創設

~船場の新しい劇場をグリーンホールと同等の料金で利用できます~

令和 3 年(2021年)7 月 29 日(木)

- ◆箕面市は、本年8月1日(日)にオープンする箕面市立文化芸能劇場(以下「劇場」という。)の活用を促進するため、箕面市立市民会館(グリーンホール)やメイプルホールと同等の利用料金で、劇場のホールを利用できる「箕面市市民文化芸能振興交付金」制度を創設します。例えば、休日の午前・午後に大ホールを利用した吹奏楽コンサートを開催した場合、劇場の施設利用料・附帯設備利用料合計462,220円が約3分の1の145,780円で利用可能です。
- ◆交付対象期間は、8月1日(日)から令和5年度開業予定の北大阪急行南北線延伸 開業日の前日までとなります。
- ◆これにより、多くの市民のかたに劇場を利用していただく「きっかけづくり」を 行うとともに、船場地区の賑わいを創出します。

#### 1. 制度の概要

# (1) 名称

箕面市市民文化芸能振興交付金

- (2)交付金の対象となる要件(下記3点を満たしていること)
  - ・交付対象期間内に劇場の小ホールまたは大ホールを利用して行われる活動 発表等の場(以下「公演」という。)であること。
  - 公演関係者に限らず、広く市民が観覧できるようにしていること。
  - ・申請者が、広報紙「もみじだより」に加え、自身のホームページやブログ・ SNSへの掲載等により、当該公演を市民に告知すること。

#### (3)対象期間

申 請 期 間 令和3年7月30日~北大阪急行南北線延伸開業日の前日 交付対象期間 令和3年8月1日~北大阪急行南北線延伸開業日の前日

## (4)予算額

28,924 千円 (令和3年度予算。各年度で予算の議決が必要)

#### (5) 交付金の支給対象者

・ 箕面市内に所在地がある団体 (構成員の半数以上が箕面市内に在住、在職または在学していること)、または箕面市在住の個人のかた

# (6)交付金の対象となる費用及び日数

- 施設利用料及び附帯設備利用料
- ・1回の公演利用に必要な日数が対象(本番だけでなく、練習日も交付)

#### (7)交付金額

### ①施設利用料

- ・大ホール:劇場とグリーンホールの施設利用料の差額
- ・大ホール(1 階席のみ利用のとき): 劇場とメイプルホール大ホールの施設 利用料の差額
- ・小ホール:劇場とメイプルホール小ホールの施設利用料の差額

#### 2附带設備利用料

・劇場の附帯設備利用料の2分の1の額

#### 「施設利用料・附帯設備利用料の例」

休日の午前・午後に大ホールを利用した吹奏楽コンサートを開催する場合

	利用料(a)	交付金額(b)	実際に支払う料金(c) (a-b)
施設利用料	261,800円	216, 230 円	45, 570 円
附帯設備利用料	200, 420 円	100, 210 円	100, 210 円
合計	462, 220 円	316, 440 円	145, 780 円

# 利用料の 462, 220 円が 145, 780 円となり、約3分の1の金額で利用可能となります

#### ③その他

- 利用料金のキャンセル料も交付対象とします。
- ・現在、グリーンホールまたはメイプルホールを利用している団体で、利用料金の減免を受けている団体については、各ホール利用時の料金等と同等の取扱いとなるような交付割合とします。

# (8)交付金の支給対象外となる施設利用の内容

- 特定の政治活動または宗教活動を主たる目的とする利用
- 1人当たり3,000円を超える入場料金を徴収する予定の利用
- ・物品等の販売を主たる目的とする利用
- 公演関係者のみの観覧など、関係者以外の市民の観覧をさせない利用
- ・練習のみで本番を実施しない利用
- ・その他市長が適当でないと認める利用

#### (9)申請手続き

- ・原則として、利用申込時の事前相談により交付金の支給可否判断を実施します。(すでに利用予約済みの公演については、随時相談をお受けします。)
- ・直接請求(全額支払の後、交付金交付)または代理請求(自己負担分のみ支払)が選べます。請求時期については、施設利用料は予約確定後、附帯設備利用料は利用終了後から請求可能です。

#### 2. 案内方法等

- 劇場の利用予約を完了されているかたには、劇場から連絡いたします。
- 市ホームページ、広報紙「もみじだより」等を通じて、本制度創設を周知します。

問い合わせ先

人権文化部 生涯学習·市民活動室 TEL 072-724-6729 (直通)